

「つや姫」「雪若丸」PR・販売体制強化支援事業 参加事業者募集のご案内

- 「つや姫」「雪若丸」の魅力発信と更なる消費拡大を図るため、県内宿泊施設が「つや姫」「雪若丸」のPR・販売体制の強化のために必要な経費について、支援を行います。
- 趣旨をご理解のうえ、ぜひご参加くださるようお願い申し上げます。

助成対象者

県内の宿泊施設(※)

※次のいずれにも該当する者であること。

- ①旅館業法第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設の営業を行っている。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する施設(これに類するものを含む。)に該当しない。
- ③令和7年度宿泊施設における「つや姫」「雪若丸」PR・販売体制強化支援金交付要綱第2条第3号に定める暴力団等に該当しない。

助成対象期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日

助成対象経費

「つや姫」「雪若丸」のPR・販売体制の強化のために必要な経費

- 「つや姫」又は「雪若丸」の知識習得等のための研修に要する経費(例:講師謝礼、教材購入費 等)
- 「つや姫」又は「雪若丸」の広報・PRに要する経費(例:販促資材作成経費 等)
- 「つや姫」又は「雪若丸」の販売プロモーションに要する経費(例:サンプル配布経費、キャンペーン経費 等)
- 「つや姫」又は「雪若丸」をトライアル使用の際の米の購入経費と現在使用している米の購入経費との差額
- その他推進本部が必要と認める経費

助成額(助成率・上限)

対象経費の3分の2(※)(ただし、上限20万円) ※100円未満の端数が生じた場合は切捨て

申請書類

助成金交付要綱の交付申請書(様式第1号)

※予算の上限に達した場合には、申請の受付を終了します。

- 実績報告にあたっては、次の書類を提出いただきます。
 - ① 助成金交付要綱の実績報告書(様式第2号)
 - ② 助成対象経費に係る支払いを証明できる資料(領収書等の写し)
 - ③ 助成対象事業を実施したことが確認できる資料(任意様式、写真等も可)
 - ④ 振込先口座の通帳の写し(表紙及び1ページ目)

お問い合わせ先

山形「つや姫」「雪若丸」ブランド戦略推進本部
(山形県農林水産部県産米戦略推進課)

TEL:023-630-2476

FAX:023-630-2431

申請書類ダウンロード

<http://www.tuyahime.jp/>



過去の取組事例

◇ 宿泊者への「つや姫」「雪若丸」プレゼント

- 公式サイトから予約の宿泊者に「つや姫」(1kg)をプレゼント
- 宿泊者に先着で「つや姫」(3合)をプレゼント
- 日帰り利用者に先着で「つや姫」「雪若丸」(各2合)をプレゼント
- 県外からの宿泊者に「つや姫」(1kg)をプレゼント 等

◇ SNSを活用した「つや姫」「雪若丸」プレゼントキャンペーン

- 宿泊施設公式SNSをフォローした方に、抽選で「つや姫」または「雪若丸」(2合)をプレゼント

◇ 宿泊施設内売店での「つや姫」「雪若丸」プレゼントキャンペーン

- 宿泊施設内売店で対象商品(お米関係)を購入をした方に、「つや姫」または「雪若丸」(2合)をプレゼント 等